通商産業省告示第746号(平成12年12月18日制定) 最終改正 経済産業省告示第78号(令和7年5月14日公布·施行)

○輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物

輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。

なお、昭和六十二年通商産業省告示第四百八十八号(輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件)は、平成十三年一月五日限り、廃止する。

- 一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、次に掲げるもの(1、 2又は4から9までの項に規定する貨物であって輸出貿易管理令別表第一の一の項 の中欄に掲げるもの又は1から5までの項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地 とするものを除く。)
 - 1 本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの
 - 2 本邦において映画を撮影するために入国した映画製作者が輸入した映画撮影用 の機械及び器具
 - 3 本邦において開催された博覧会、展示会、見本市、映画祭その他これらに類するもの(4に掲げるものを除き、輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物にあっては、国際的な規模で開催された防衛装備に係る展示会に限る。)に外国から出品された貨物であって、当該博覧会等の終了後返送されるもの(輸出貿易管理令別表第4に掲げる地域(以下「特定地域」という。)以外の地域から輸入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。)
 - 3の2 本邦において国際的な規模で開催されたスポーツ競技大会に参加するために持ち込まれた貨物(輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるものに限る。)であって、当該スポーツ競技大会の終了後返送されるもの(特定地域以外の地域から輸入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。)
 - 4 保税展示場で開催された国際博覧会、国際見本市その他これらに類するものの運営又はこれらの施設の建設、維持若しくは撤去のために必要な貨物であって、当該

国際博覧会等の終了後返送されるもの(特定地域以外の地域から輸入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。)

- 5 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約 (ATA条約) 第1条 (d) に規定するATAカルネ (以下「通関手帳」という。) により輸入された貨物であって、通関手帳により輸出されるもの
- 6 一時的に入国して出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物((7)、(8)、(10)又は(11)のいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。)であって、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。)第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの
- 7 一時的に入国して出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第1の12の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第十三号に該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの
- 8 輸出貿易管理令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第1 条二十二号ロ(四)に該当するもの、同表の3の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第2条第2項第二号若しくは第七号に該当するもの又は同表の5の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第4条第二号イに該当するもののうち、他の貨物を運搬するために使用される貨物として輸入した貨物であって、輸入した後返送のため輸出するもの(特定地域を仕向地として輸出する貨物を除く。)
- 9 本邦において原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第2条第二号に規定する原子力緊急事態又は同条第一号に規定する原子力災害等の災害が発生した場合における援助の用に供するため外国政府、国際機関等から輸入した貨物であって、当該援助の終了後返送のために輸出するもの
- 10 外国の軍隊その他これに類する組織が自衛隊と実施する訓練に用いるために持ち込んだ貨物であって、当該訓練中又はその終了後に輸出するもの(我が国が締結した条約を履行するために許可を要するものを除く。)
- 二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって、次に掲げるもの(3及び4の項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。)
 - 1 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)に基づき派遣される国際緊急援助隊が国際緊急援助活動の用に供するために輸出する貨物であって、当該援助活動の終了後本邦に輸入すべきもの、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)に基づき派遣される国際平和協力隊、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員及び自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和29年法律第165号)第8条に規定する部隊等をいう。)が国

際平和協力業務の用に供するために輸出する貨物であって、当該業務の終了後本邦 に輸入すべきもの、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための 措置に関する法律(平成11年法律第60号)に基づく後方支援活動及び捜索救助 活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であって、当該活動の終了後本邦に 輸入すべきもの、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平 成12年法律第145号)に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活 動及び協力支援活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であって、当該活動 の終了後本邦に輸入すべきもの、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリ カ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成16年法 律第113号)に基づく自衛隊による行動関連措置の用に供するために自衛隊が輸 出する貨物であって、当該措置の終了後本邦に輸入すべきもの、武力攻撃事態及び 存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成16年法 律第116号)に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために自衛隊が輸出す る貨物であって、当該停船検査又は回航検査の終了後本邦に輸入すべきもの、海賊 行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成21年法律第55号)に基づ く海上保安庁による海賊行為への対処の用に供するために海上保安庁が輸出する 貨物であって当該海賊行為への対処の終了後本邦に輸入すべきもの若しくは同法 に基づく自衛隊の部隊による海賊対処行動の用に供するために自衛隊が輸出する 貨物であって当該海賊対処行動の終了後本邦に輸入すべきもの、国際平和共同対処 事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する 法律(平成27年法律第77号)に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供 するために自衛隊が輸出する貨物であって、当該活動の終了後本邦に輸入すべきも の、自衛隊法第84条の3に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために自衛 隊が輸出する貨物であって、当該措置の終了後本邦に輸入すべきもの、同法第84 条の4に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であ って、当該輸送の終了後本邦に輸入すべきもの又は令和元年12月27日の閣議決 定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基 づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合へ の対応の用に供するために輸出する貨物であって、当該活動の終了後本邦に輸入す べきもの

- 2 原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約に基づく援助 の用に供するために援助を要請する締約国に輸出される資材又は機材であって、当 該援助の終了後本邦に輸入すべきもの
- 3 貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号)第9条第 2項第三号に該当する技術協力であって国際協力機構が派遣する専門家が行うも のの用に供するために輸出される貨物であって、当該技術協力の終了後本邦に輸入

すべきもの

- 4 第1種電気通信事業者が国際間海底ケーブルの障害復旧及び障害防止のために 輸出する復旧機材並びに修理船及びケーブル陸揚局で用いる機器類であって、当該 障害復旧作業及び障害防止作業の終了後本邦に輸入すべきもの
- 5 一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物((7)、(8)、(10)又は(11)のいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。)であって、貨物等省令第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの
- 6 一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表 第1の12の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第十三号に該当 するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの
- 7 輸出貿易管理令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第1 条二十二号ロ(四)に該当するもの、同表の3の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第2条第2項第二号若しくは第七号に該当するもの又は同表の5の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第4条第二号イに該当するもののうち、他の貨物を運搬するために使用される貨物として輸出する貨物であって、輸出した後輸入すべきもの(特定地域を仕向地として輸出する貨物を除く。)